

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長

田 畑 磨

令和 8 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立高等学校等施設高機能化整備費））の追加事業募集について（通知）

日頃より、私立学校施設整備にご尽力いただきありがとうございます。

私立学校施設整備費を含む「令和 8 年度予算案」については、令和 7 年 12 月 26 日に閣議決定されたところです。このことを受け、令和 8 年度における標記事業について、下記のとおり事業募集を行います。

応募に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）等の法令等及び下記事項を遵守の上、計画調書を作成し提出してください。

なお、今回の事業募集については、令和 8 年度予算の成立をもって実施されるべきものですが、施設整備事業の円滑な実施のため、予算成立前に募集を行うものです。このため、予算の審議状況等によっては、本募集内容等に変更があり得ることを申し添えます。

記

I. 事業募集

交付決定日以降に着手し、令和 8 年度内に完了する以下の事業が募集対象です。

1. 募集対象事業

(1) エコキャンパス推進事業

ア 照明設備の省エネルギー（LED）化工事

2. 事業募集時の要件

事業に応募する学校法人が設置する全ての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が、以下に記載する応募要件（1）又は（2）のいずれか片方でも満たしていない場合、事業に応募することはできません。

[応募要件]

- (1) 耐震化率(※)が、令和7年度末時点で95.2%未満の場合には、原則として「令和8年度私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化整備費))の事業募集等について(通知)(令和8年1月19日付7高私助第21号)」において、耐震補強工事(耐震診断のみの事業を含む)又は、耐震改築工事に応募していること。

当該条件を満たすことができない特段の理由がある場合には、構造体の耐震化について、令和10年度までに完了させることを学校法人として決定していること。

- (2) 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策が、令和7年度末時点で未完了(落下防止対策実施率(※)が100%未満)の場合には、原則として非構造部材の耐震対策工事(外壁等の対策や耐震点検を含む)に応募していること。

当該条件を満たすことができない特段の理由がある場合には、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策について、令和22年度までに完了させることを学校法人として決定していること。

※ 耐震化率及び落下防止対策実施率は、「令和7年度私立高等学校等の実態調査について(依頼)」(令和7年6月2日付け事務連絡)の記入要領等に基づき算出してください。(同一法人が設置する幼稚園や大学等は含まない。)

3. 補助金額等について

- ・補助金額 事業費の1/3以内

私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高度化整備費))交付要綱(以下、「交付要綱」という。)等において補助事業費の上限額(別添参照)が設定されていない場合、1事業あたりの上限額は、予算の範囲内で調整することがあります。

4. 計画調書等の提出方法等

(1) 提出書類

計画調書等については、別添の「令和8年度 計画調書等 作成要領」に基づき、指定の様式等で作成し、都道府県を経由して(2)に記載の提出先URLからアップロードする形式で提出してください。

アップロードが難しい場合には、メールにより助成第二係(josei2@mext.go.jp)へ提出いただく形式でも結構です。

※Zip化せず、複数ファイルを一度にアップロードしてください(メール添付も同様)。

※一度提出した後に修正等により差替えが必要となった場合は、アップロードを行わずメールにより提出してください。

(2) 提出期限及び提出先 URL

令和 8 年 6 月以降契約予定事業

提出期限：令和 8 年 3 月 27 日（金）

提出先 URL：<https://mext.ent.box.com/f/eeffc9b058c74d4f8458815f9abe8e60>

速やかな交付決定の実現に向け、短期間での資料提出にご協力をお願いします。

なお、提出期限までに必要書類の提出が困難な場合には、事前に助成第二係までご相談ください。

- (3) 各都道府県の応募事業を把握するため、所轄の私立高等学校等の応募事業をとりまとめ、様式 1（令和 8 年度 私立高等学校等施設高機能化整備費申請一覧）を作成し、計画調書等と併せてご提出くださるようお願いいたします。

5. 留意事項

- (1) 応募に係る各種資料の提出は、所轄の都道府県を経由して提出してください。都道府県を経由せず文部科学省へ直接資料を送付した場合、受理しません。

- (2) 交付決定日以降に着手し、令和 8 年度内（令和 9 年 3 月 31 日まで）に完了する事業が補助対象となります。

交付決定日については、契約希望時期に間に合うよう調整を予定していますが、予算の審議状況等により、時期に変更が生じる可能性があります。

なお、交付決定後に生じたやむを得ない事由により、事業完了が交付決定年度の翌年度となる場合には、各都道府県において各地域を管轄する財務局等と調整の上、繰越手続きを行ってください。

※必ずしも繰越が承認されるとは限りません。

※明許繰越及び事故繰越の事由については以下 URL を参照ください。

<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r6guidebook.html>

- (3) 交付要綱第 3 条第 2 項に該当する場合は、交付対象外となります。

- (4) 補助事業の業者選定については、適正性及び透明性が求められますので、交付要綱第 10 条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」に従い、原則として、国又は地方公共団体の契約方法にならない、入札による競争により契約の相手方及び契約金額を決定してください。

入札によることができないやむを得ない事由（契約金額が少額の場合等）がある場合には、3 者以上の業者による見積を徴取してください。

なお、原則として、指名競争入札又は見積の徴取において、辞退した業者を 3 者の中に含めることは認めないため、指名競争入札において辞退者が生じた場合であっても 3 者以上の競争等となるよう多くの業者を指名する等の工夫を行ってください。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る見地から、平成 14 年 3 月 25 日文部科学省告示第 53 号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、

貸し付け、又は担保に供する処分）を行う場合には、事前に文部科学大臣の承認が必要となります。

(6) 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された計画調書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条各号に掲げる情報を除き、公開の対象となります。

(7) 各都道府県においては、学校法人から提出のあった計画調書等の資料に不備等がないか、必ず事前にご確認願います。

[送付資料]

- ・ 令和 8 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））の事業募集等について（通知） [本通知文]
- ・ 計画調書様式
- ・ 過去に会計検査院に指摘された事例
- ・ 建築工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項

[参考（適用法令等） URL]

- ・ [補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）](#)
- ・ [補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）](#)
- ・ [私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費）） 交付要綱（平成 13 年 4 月 1 日文部科学大臣裁定）](#)

【本件担当】

文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第二係
TEL：03-5253-4111（内線 2746）
Mail：josei2@mext.go.jp

令和8年度 計画調書等 作成要領（抜粋）

目 次

1 補助対象範囲・事業対象経費の原則	… 2 P
1-1 補助対象範囲	
1-2 補助対象経費	
1-3 構造体の耐震化率等に係る応募制限	
2 事業応募単位	… 3 P
3 計画調書等作成上の注意事項	… 3 P
3-1 様式 [2-1/3-1/4-1/5-1/6-1/8-1/10-1] の共通事項	
3-2 様式 [2-2/3-2/4-2/5-2/6-2/8-2/10-2] の共通事項	
3-3 工事予定施設の配置図・平面図（様式自由）	
3-4 構造体の耐震化率等の考え方	
3-4-1 構造体の耐震化率	
3-4-2 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率	
3-4-3 指定避難所等のバリアフリー化	
4 計画調書等の提出方法	… 6 P
4-1 提出形式	
4-2 提出方法	
9 エコキャンパス推進事業	… 8 P
9-1 照明設備の省エネルギー（LED）化工事	… 8 P
8-1-1 応募書類	
8-1-2 補助対象経費	
8-1-3 補助対象外経費	
8-1-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額	

1 補助対象範囲・事業対象経費の原則

1-1 補助対象範囲

学校法人が設置する小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校（以下「私立学校」という。）において実施する事業のうち、**交付決定以降に着手（契約等）し、交付決定を受けた年度内に完了する事業。**

次の1)～7)のいずれかに該当する場合は、**補助対象外**です。

- 1) **新築の建物**への改修・改造工事等に要する経費
- 2) 主として**児童生徒以外の者の利用に供する施設**（事務局・理事長室等）に係る経費
- 3) **他の国庫補助を受ける事業**に係る経費
- 4) **仮設校舎（耐震補強・耐震改築工事を除く）**や**借用施設**の事業に係る経費
- 5) **増築・改築・増床工事**に係る経費（**耐震改築工事を除く**）
- 6) **基本設計及び工事監理**に係る経費（**耐震改築工事（新棟分）のみ工事監理費も対象**）
- 7) **各事業の趣旨・目的**に照らし、**必要性を合理的に説明できない経費**

重要！交付決定前に着手した場合は、**補助対象外**となります。

重要！主な目的が単なる老朽改善や維持管理にあると判断される工事については、**補助対象外**となります。

交付決定後に、計画変更のご相談を受けていますが、その中には事前に避けることができた事例が見受けられます。そのため、**事前に現地確認のうえ、工事業者や関係者等との調整・確認を十分に行い、事業内容を精査してください。**

1-2 補助対象経費

原則として、国や地方公共団体の契約方法にならい、**一般競争入札などにより契約先・契約金額を決定**してください。入札等を実施することができないやむを得ない事由（**単なる手続きや事務の簡素化は不可**）がある場合には、**参加者が3者以上の見積合わせなどにより業者選定**を行ってください。なお、原則として、指名競争入札や見積合わせにおける**辞退者を3者に含めることは認めません**（耐震診断費や実施設計費等、工事着工前支払分も同様）。

重要！実施設計費は、各事業の補助対象となる工事に係る部分のみが対象となります。

1-3 構造体の耐震化率等に係る応募制限

学校法人が「**エコキャンパス推進事業**」の事業に応募する場合には、以下の1)・2)のいずれかの要件を満たしていない場合は、**採択の対象外**とします。

- 1) **令和7年度末時点の耐震化率が95.2%未満の場合は、**原則として「令和8年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能

化整備費))の事業募集等について(通知)(令和8年1月19日付7高私助第21号)において「**耐震補強工事**」、「**耐震診断**」又は「**耐震改築工事**」(以下「**耐震補強等**」という。)に応募していること。

当該条件を満たすことが出来ない**特段の理由がある場合**には、**構造体の耐震化**について、**令和10年度までに完了**させることを学校法人として決定していること。

- 2) **令和7年度末時点**において「**屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策**」が**未完了(落下防止対策実施率が100%未満)**の場合には、原則として「**非構造部材の耐震対策工事**(天井の落下防止対策に限らず外壁等の対策であっても可)」又は「**非構造部材の耐震点検**」(以下「**非構造部材の耐震対策等**」という。)に応募していること。

当該条件を満たすことが出来ない**特段の理由がある場合**には、**屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策**について、**令和22年度までに完了**させることを学校法人として決定していること。

2 事業応募単位

応募は、学校法人が設置する小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校(以下「**私立学校**」という。)の**学校単位・事業ごと**に行ってください。

法人内の**複数の学校**(小学校・中学校・高等学校など)が**共用する施設**の事業を応募する場合は、経費を合理的な方法で算出し、**学校ごとに応募**してください。

重要! 補助対象事業経費の下限額は、学校ごとの経費にそれぞれ適用されます。

なお、**耐震改築工事**において次のア～ウに該当する場合は、一括応募となります。

- ア 同じ学校法人の異なる学校(例: 中学校と高等学校など)が共用している既存建物を改築する場合
- イ 異なる学校が使用している1棟の既存建物を複数棟に分けて整備する場合
- ウ 異なる学校が使用している複数棟の既存建物を1棟に合築して整備する場合

なお、**学校ごとに算出した経費がそれぞれ補助対象事業経費の下限額以上**の場合には、**一括応募が可能**です。一括応募を行う場合には、一括応募であることを明確にするため、事業名称に(一括応募)と記入(例「〇〇学校耐震補強工事(一括応募)」)してください。

3 計画調書等作成上の注意事項

各事業固有の注意事項については、**各事業の項**でご確認ください。

また、応募する事業ごとに必要な書類が異なりますので、詳しくは計画調書の**各事業の様式「提出書類チェック表」**をご確認ください。

重要! 計画調書等は、事業ごと(1事業で1つのファイル)に作成する必要があります。

3-1 様式 [2-1/3-1/4-1/5-1/6-1/7-1/8-1/10-1] の共通事項

様式 [2-1/3-1/4-1/5-1/6-1/7-1/8-1/10-1] については、次の1)～13)に従って記入してください。

- 1) 「私学事業団法人番号」は、**日本私立学校振興・共済事業団 私学振興事業本部が学校法人ごとに指定する6桁の番号**です。不明な場合は各法人の**学校法人基礎調査担当者**に確認してください。
 ※日本私立学校振興・共済事業団の共済事業本部の番号ではありません。
 ※特別支援学校のみを設置する学校法人の法人番号はありません。
- 2) 「国税庁法人番号」は、以下のホームページにて確認のうえ、記入してください。
 (国税庁 HP <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)
- 3) 「**補助金事務担当者**」は、当係から事務的な内容から事業採択等に係る重要な連絡をします。連絡先(メールアドレス等)は、**部署内で共有し複数の者が確認できるメールアドレス**や共有のメールアドレスが無い場合は、なるべく**複数者の個人アドレス**を記入するなど**確認漏れが無い**ようにしてください。
- 4) 「**事業名**」は、各事業に**相応しい簡潔な名称**とし、**施設を複数の学校で共用**している場合は、各学校間で同一名称とならないよう、「〇〇事業(小学校)」「〇〇事業(中学校)」などと表記し、**容易に判別可能な記載**とすること。なお、交付決定時において、便宜上事業名を若干修正する場合がある。
- 5) 「**改修施設名称**」「**対策工事施設の名称**」欄には、事業を行う**施設の名称**を**具体的に**記入すること。
- 6) 「**着手年月日**」欄には、申請年度において、当該補助事業に係る契約(**補助対象経費を含む契約に限る**)のうちの**最も早い契約締結予定日**を記入すること。(交付決定前に契約したものは補助対象外)ただし、**補助対象経費を含まない契約**、及び実施設計(前年度支出分)に係る契約は**記入不要**。
- 7) 「**しゅん工(納入)年月日**」欄には、当該補助事業に係る契約(**補助対象経費を含む契約に限る**)のうち、**最も遅いしゅん工(納入)予定日**を記入すること。なお、「しゅん工(納入)日」とは、発注者(学校法人等)が、工事の完成など契約の履行を確認した日をいう。
- 8) 「**補助対象経費**」が**補助対象上限額**を超える場合は、**補助対象上限額**を記入すること。
 ※**補助対象上限額**は、**各事業の項を参照**
- 9) 「**補助希望額**」欄は、「**補助対象事業経費**」に各事業に応じた**補助率の範囲内**で**補助希望額**を記入すること。
 ※千円未満は切り捨て
- 10) 「**改修施設の現在の利用状況**」欄は、事業対象施設の**現在(改修工事前)**の利用状況について**具体的かつ簡潔**に記入すること。
- 11) **各経費**について、**様式内で齟齬が生じないよう確認**すること。
- 12) 「**利用状況**」欄には、**現在**、対象施設(補助対象部分)を利用している者(児童や生徒・教員など)や用途(教育・福利厚生など)、**具体的な利用方法を記入**してください。なお、整備後に利用用途を変更する場合には、**変更後の利用用途**を記入すること。
- 13) 「**整備の概要**」欄には、**施設整備の内容(表1による)**を記入してください。特に複数の棟がある場合は**全ての棟の整備内容**を記入し、**補助対象外を含む場合は、その範囲や整備内容**を記入すること。

3-2 様式 [2-2/3-2/4-2/5-2/6-2/7-2/8-2/10-2] の共通事項

提出書類チェック表を用いて、応募書類に不備が無いよう確認すること。

重要！提出期限までに必要書類の提出がない場合は、原則として補助対象外となります。

3-3 工事予定施設の配置図・平面図（図面記入例参照）

図面は、事業（工事）内容や面積・建物名・室名などの確認が可能な配置図及び平面図とし、第三者が補助対象範囲内外を容易に確認可能となるよう明示（図面記入例を参考として工事内容と範囲を明確にする）してください。

3-4 構造体の耐震化率等の考え方

1-3（耐震化率が平均値を下回る場合の制限）に記載のとおり、令和7年度末時点の耐震化率が95.2%未満又は屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策が未完了（落下防止対策実施率100%未満）の学校法人が「エコキャンパス推進事業」に応募する場合は、原則として「令和8年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））の事業募集等について（通知）（令和8年1月19日付7高私助第21号）」において「耐震補強等」や「非構造部材の耐震対策等」に応募していることを条件とします。

3-4-1 構造体の耐震化率

「耐震化率」は、次の1）～3）に従って様式 2-1・10-1 に必要事項を記入してください。

- 1) 計画調書に記載する「構造体の耐震化率（%）」は、「令和7年度私立高等学校等の実態調査について（依頼）」において回答した令和7年4月1日時点の耐震化率を基本としますが、調査時点以降、耐震補強工事の実施等により耐震化率が更新されている場合には、更新後の数値を記入すること。

注意！耐震化率算定例

学校法人文科省学園がA小学校とB中学校を設置している場合

[A小学校] 新耐震基準1棟・旧耐震基準（耐震化完了）：2棟 計3棟

[B中学校] 新耐震基準3棟・旧耐震基準（耐震化未了）：1棟 計4棟

耐震化完了建物数（3+3）／全建物数（3+4）＝0.857 → 85.7%

- 2) 1) の耐震化率が95.2%未満の法人が「校内LAN」「施設環境改善整備事業（空調）」に応募する場合は、「耐震補強又は耐震改築への応募状況」欄において、プルダウンにより「○」か「×」を選択すること。（耐震化率が95.2%以上の法人は、2) 3) の記入は不要）
- 3) 「耐震補強又は耐震改築への応募状況」欄で「×」を選択した場合には、「耐震補強又は耐震改築へ応募なしの理由」欄に、令和8年度事業として耐震補強等に応募していない理由を記入すること。

重要！耐震化率が95.2%未満の法人が、「耐震補強等」の事業に応募せず「校内LAN」「施設環境改善整備事業（空調）」に応募する場合は、学校法人として令和10年度までに耐震化が完了する計画を機関決定していることが必要となります。詳細は事業募集通知文「2. 事業募集時の要件」をご参照ください。

3-4-2 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率

「屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策」は、次の1)～3)に従って様式2-1・10-1に必要事項を記入してください。

- 1) 計画調書に記載する「屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率(%)」は、「令和7年度私立高等学校等の実態調査について(依頼)」において回答した、令和7年4月1日時点の実施率を基本としますが、調査時点以降、落下防止対策工事の実施等により落下防止対策実施率が更新されている場合には、更新後の数値を記入すること。
- 2) 1)の対策実施率が100%未満の学校法人が「校内LAN」「施設環境改善整備事業(空調)」に応募する場合は、「非構造部材の耐震対策等への応募有無」欄において、プルダウンにより「○」か「×」を選択すること。(落下防止対策実施済の学校法人は、選択不要)
※ 学校法人が設置する他の高校等において当該事業に応募している場合も「○」を選択
- 3) 「非構造部材の耐震対策等への応募有無」欄で「×」を選択した場合には、「非構造部材の耐震対策等への応募無の理由」欄に、令和8年度事業として非構造部材の耐震対策等に応募していない理由を記入すること。

重要! 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率が100%未満の法人が、「非構造部材の耐震対策等」の事業に応募せず「校内LAN」「施設環境改善整備事業(空調)」に応募する場合は、学校法人として令和22年度までに屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策が完了する計画を機関決定していることが必要となります。詳細は事業募集通知文「2. 事業募集時の要件」をご参照ください。

4 計画調書等の提出方法

計画調書のExcelファイルは、事業・学校ごとに1ファイルで作成し、複数事業を1つのExcelファイルにまとめないようにしてください。

必要書類は、次の1)・2)に沿って提出してください。

- 1) 計画調書や見積書等のファイルタイトルには、
【都道府県名】【事業区分】【学校法人名】【学校名】を頭に付けること。
- 2) ファイルタイトルに含まれる【事業区分】には、事業ごとに次の文言を入れること。
シ **エコキャンパス推進事業**の場合…【LED】
(例)【東京都】【耐震補強】【文科省学園】【文科高等学校】 等

重要! 計画調書の様式を更新しているため、計画調書の作成に際しては、今回お送りする様式をご利用ください。

4-2 提出方法

提出期限までに、電子媒体(ファイル・Excelデータ)を、次のURLにアップロードしてください。

提出期限: 令和8年3月27日(金)

<https://mext.ent.box.com/f/eefc9b058c74d4f8458815f9abe8e60>

重要！提出期限以降はアップロード出来なくなるためご注意ください。

セキュリティシステムの都合により、指定のURLにアップロード出来ない場合は、電子媒体をメールに添付する形式で提出 (josei2@mext.go.jp) のうえ、その旨を**必ず当係に電話にてお知らせ**ください。

重要！ファイルの破損などによるファイル名の文字化けにより法人名などが全く判別出来ずかつファイルが開けない場合は、受付できませんので、ご注意ください。



以下の例にならい、ファイルタイトルを付してアップロードしてください(Zip 化不可)。

(例)

- ・【東京都】【耐震補強】【文科省学園】【文科高等学校】計画調書.xlsx
- ・【東京都】【耐震補強】【文科省学園】【文科高等学校】配置図、平面図.pdf
- ・【東京都】【耐震補強】【文科省学園】【文科高等学校】点検結果報告書.pdf 等

※複数の事業を応募する際は、1 事業ごとに 1 回ずつアップロードいただくようお願いします。

9 エコキャンパス推進事業

9-1 照明設備の省エネルギー（LED）化工事

9-1-1 応募書類

次の1)～2)の書類を提出してください。

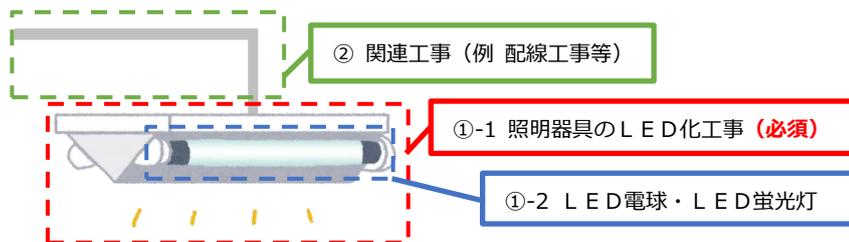
- 1) 計画調書（様式9-1～9-2）
- 2) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）

9-1-2 補助対象経費

エコキャンパスの推進のために行われる、**蛍光灯等の既存照明器具をLED化する工事**に必要な経費であり、次の1)～3)の要件等を満たす経費が対象です。

- 1) 主として**児童生徒が日常的に利用する教室（児童生徒がメインで利用する教室）**等において、既存の蛍光灯等をLED照明器具に付け替えるための整備費用（LED電球・LED蛍光灯の費用や既存蛍光灯等の撤去費用を含む）
- 2) 1)の整備の実施に際し必然的に必要となる関連工事（既存の蛍光灯のLED化との因果関係が合理的に説明可能なものに限る。）に要する経費
- 3) 実施設計費（**工事着工年度の前年度支出分までが対象**）

〔補助対象事業のイメージ〕



「**照明器具のLED化工事**」が**必須**であり、「LED電球・LED蛍光灯」+「関連工事」のみでは補助対象となりません。

9-1-3 補助対象外経費

次の1)・2)に該当する経費は、補助対象外です。

- 1) 改造工事を伴わない設備等の**備品を購入・設置する経費**
（例）LED電球のみの購入 等
- 2) **非常照明や誘導灯**等、非常時に利用する照明器具
- 3) LED以外の照明器具の整備に要する経費

9-1-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- 補助率 1/3以内
- 下限額 1,000万円以上
- 上限額 2億円以下

9-1-5 計画調書等作成上の注意事項

〔様式9-1について〕

次の1)～4)の事項に注意して作成してください。

- 1) 「**既存照明設備の設置年度**」には、既存の照明設備を設置した年度を西暦で記入してください。

- 2) 「⑦補助希望額」欄には、「⑦補助対象事業経費」の1/3以内の補助希望額（千円未満切捨て）を記入すること。（円単位）
- 3) 「施設の現在の利用状況」欄には、当該施設の現在（事業実施前）の利用状況について、具体的かつ簡潔に記入すること。
- 4) 同一の建物内等で、すでに補助事業により着手している照明設備の省エネルギー（LED）化工事がある場合は、「整備の概要欄」に「全体●期計画のうち●期目」と記載すること。
※同一建物内等で補助事業により着手している工事が無い場合は記載しないこと。

[様式 9-2（提出書類チェック表）について]

様式 9-2 の提出書類チェック表を用いて、応募書類に不備が無いよう確認すること。

重要！提出期限までに必要書類の提出がない場合は、原則として補助対象外となります。

※ 配置図に工事が発生する箇所と概要を漏れなく記載する



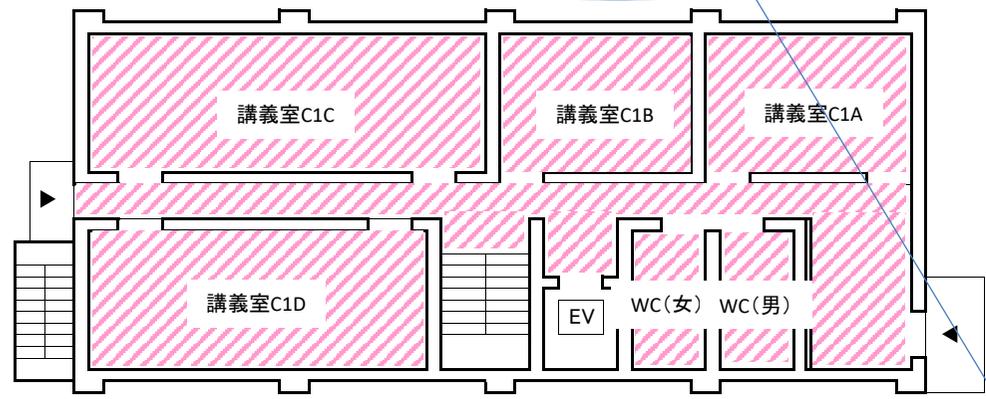
※ 棟名称が分かるように

エコキャンパス推進 (LED化)

※ 凡例をつける

LED化工事

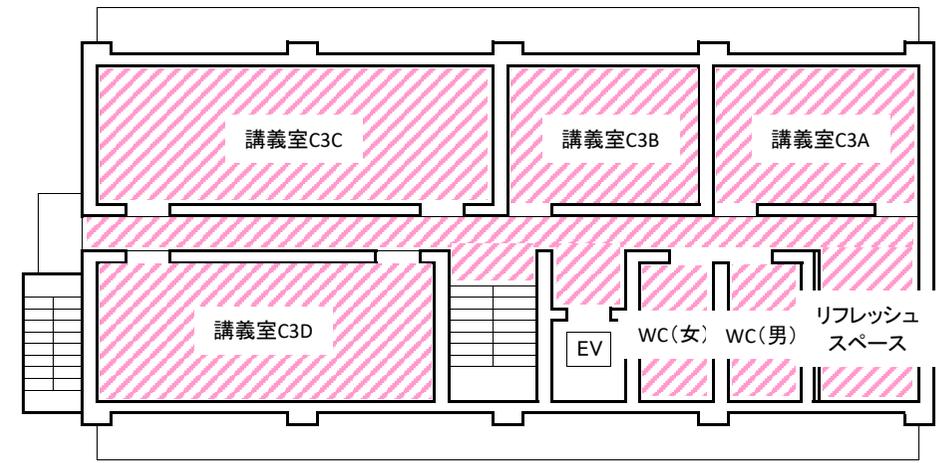
※ ハッチを付ける



1階平面図

※ 凡例をつける

LED化工事



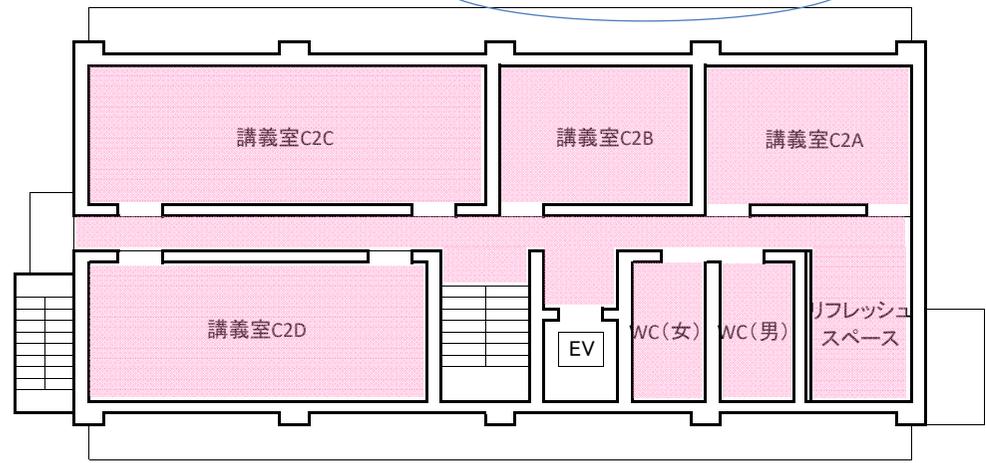
3階平面図

※ 凡例をつける

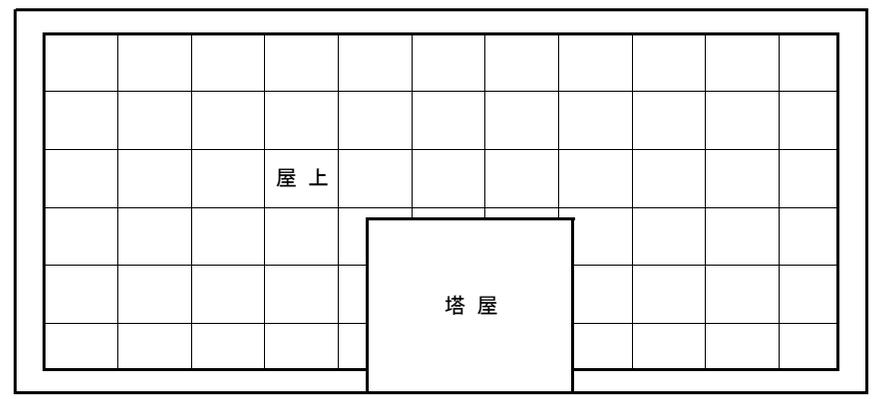
LED化工事

※ 該当室を塗りつぶす

いずれかの方法で工事内容を記載する



2階平面図



R階平面図

※ 工事が発生しない階の平面図も添付する

過去に会計検査院に指摘された事例

追加事例

以下の事項については、過去に会計検査院から不適切な事例として指摘を受けたものです。今後、同様の事例が生じないよう、申請に当たっては十分ご注意ください。

番号	区分	事例
1	耐震補強	従前設置されていなかったロッカー等の備品を新たに購入したり、耐震補強壁等を設置した箇所とは関係ない箇所に設置されていた備品を更新したりすることなど補助対象とは認められない経費を補助対象経費に含めていた事例。
2	耐震補強	耐震補強工事に支障があるとして、汚水管の移設工事を含めて補助対象事業経費を算定していた。しかし、実際の施工においては、既設の汚水管が耐震補強工事への支障とはならなかったことから既設の汚水管を除去することなく本工事が施工されており、当該移設工事は耐震補強工事の付帯工事と認められないため、補助金が過大交付となっていた事例。
3	耐震補強	耐震補強壁を設置する同一空間の内装に当たるとして、補強工事に関連しない、実験室のトイレへの改修(衛生設備工事)等に係る経費を補助対象経費に含めていたため、補助金が過大交付となっていた事例。
4	耐震補強	内壁の塗装に係る工事費について、特殊な塗装仕上げで施工するとして補助対象経費を算定していたが、実際の施工において、当初の仕様よりも施工単価の低廉な仕様で工事を行っていたため、補助金が過大交付となっていた事例。
5	耐震補強	契約締結時の工事費内訳書における施工単価及び材料単価を増額して、補助対象経費を算定しており、補助金が過大交付となっていた事例。
6	耐震補強	諸経費等の按分において、直接工事費の補助対象の金額と補助対象外の本額の比率により按分して算定しておらず、補助金が過大交付となっていた事例。
7	耐震補強	値引き額を補助対象の本額と補助対象外の本額の比率により按分して算定しておらず、値引き額の本額を補助対象外の工事費の減額として、補助対象経費を算出していたため、補助金が過大交付となっていた事例。
8	耐震補強	工事監理に係る経費を補助対象工事費に含めていたため、補助金が過大交付となっていた事例。
9	耐震補強	耐震補強工事の施工範囲に入っておらず直接関連しない廊下の床材の張替に係る経費を補助対象工事費に含めていたため、補助金が過大交付となっていた事例。
10	耐震補強	耐震補強工事の施工範囲に当たらず、また補強工事に伴い防火区域に変更が生じた等の理由がなく行った防火扉の設置工事に係る経費を補助対象工事費に含めていたため、補助金が過大交付となっていた事例。
11	耐震補強	体育館の耐震補強工事を実施したが、耐震補強工事とは関係のない、給排水衛生設備等の工事費用が補助対象事業経費に含まれており、補助金が過大に交付されていた事例。
12	非構造部材	食堂天井の耐震化工事を実施したが、補助対象事業経費に、天井の耐震化とは関係のない、LED照明への改修費用が含まれており、補助金が過大に交付されていた事例。
13	ICT活用推進事業	ICT装置としてノートパソコン及びヘッドセットを補助金で購入したが、補助要件とされている「施設の改造工事」が実施されておらず、補助対象に該当していなかった事例。
14	ICT活用推進事業	ICT装置に該当しない、無線アクセスポイントを固定するための三脚スタンド(設備)の購入費が補助対象事業経費に含まれていたため、補助金が過大に交付されていた事例。
15	ICT活用推進事業	計画調書に記載しておらず、また、本事業のICTシステムとして使用していないPC21台に係る経費を補助対象経費に含め、補助金が過大交付となっていた事例。
16	ICT活用推進事業	「予備機器として購入したスイッチやアクセスポイント等」及び「学生以外の利用に供する施設(秘書室)のスイッチ」に係る経費を補助対象経費に含め、補助金が過大交付となっていた事例。
17	アスベスト対策	アスベスト建材である空調ダクトフランジのダクトパッキンの除去に係る工事を実施したが、当該建材が、補助対象とされている「吹き付けられた石綿又は石綿を含む保温材、耐火被覆材若しくは断熱材」に該当せず、補助対象に該当していなかった事例。
18	耐震補強	実施設計費の実際の支払額が概算額より低額となっていたのに、概算額に基づき補助対象経費を算定していたため、補助金が過大に交付されていた事例。
19	バリアフリー化工事	補助対象は補助金の交付内定(交付決定)以降に着手する事業であることとされているところ、交付内定前に着手していた事業を補助の対象としていた事例。
20	アスベスト対策	補助の対象とならない石綿含有建材の封じ込め工事を補助の対象としていたため、補助金が過大に交付されていた事例。

建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項

補助事業遂行に当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その使用手続きの透明性を確保することが重要であります。このことは、「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（平成8年12月19日事務次官等会議）及び「補助金等の再点検等について」（平成9年1月17日補助金等適正化中央連絡会議幹事会）においても要請されているところであり、特に建設工事等契約手続き等について適正性及び透明性が求められているところでもあります。（別紙参照）

各学校法人におかれましては、補助金等の使用手続きの透明性の確保に努めるとともに、財務規則等に基づく適正な契約等事務手続きにより補助事業を遂行されているところではありますが、上記要請の趣旨を踏まえ、別紙の事項に留意しつつ建設工事等に係る補助事業のなお一層の適正性、効率性、透明性を確保していただくようお願いいたします。

[参考]

- ・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（抄）
及び「補助金等の再点検について」（抄）（参考資料1）

(別紙)

建設工事契約手続き等について

補助事業を遂行するに当たっては、その財源となる補助金等の効率的使用が求められており、そのためには、事業実施のために締結される契約手続きが適正になされることが必要です。このことは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）においても要請されているところであり、これを受け、文部科学省の交付要綱または交付決定通知書において「補助事業遂行にあたっては、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従うこと」が明記されているところです。

以下、適正な契約手続き等を行うための参考例を具体的にお示ししますのでこれらの点に留意し補助事業を遂行してください。

1. 契約方式、指名業者の決定方法について

補助事業にかかる契約は、適正かつ効率的になされなければなりません。

そのためには、公正かつ客観的な基準による競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、これにより、適正性、効率性及び透明性が確保されます。

(契約にあたっての留意点)

- ① 原則として、国又は地方公共団体の契約方法にならい、入札による競争により契約の相手方及び契約金額を決定すること。
- ② 入札によらない場合であっても、複数社から見積もりを徴するなど、より経済的な金額であること。
- ③ 理事会や委員会等において契約方式、指名業者などの決定を行うなど、一担当者の恣意的判断が介入しないようにすること。
- ④ 手続きの明確化を図るため財務規則等の整備についても検討すること。

[参考]

- ・国の契約関係法令（参考資料2）

2. 入札結果等の公表について

国における建設工事等契約の場合、入札結果等の公表がなされています。これは、建設工事等に関する透明性・客観性が求められていることから行われているものです。

補助金についても税金が使用されており、透明性・客観性が求められるのは当然のことです。このことから、補助事業にかかる建設工事等契約の場合も、国における場合と同様に、入札結果を公表することが必要です。

(公表にあたっての留意点)

- ① 公表内容
 - ・競争による契約を行った場合には、全札者名及びその入札金額
 - ・競争によらない契約を行った場合には、契約の相手方及び契約金額

- ② 公表の時期
 - ・契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表
- ③ 公表の期間
 - ・公表を行った年度及び翌年度
- ④ 公表の場所等
 - ・補助事業者の施設内において閲覧

[参考]

- ・国における入札結果等の公表（参考資料3）

3. 一括下請けの取扱いについて

建設業法においては、請負業者が当該工事について一括して他人に請け負わせてはならない旨の規定があります。

いわゆる「丸投げ」はこの規定に違反しており、また、「丸投げ」を前提とした不当な金額で契約がなされる可能性もあります。

このようなことが起こらないようにするため、補助事業者は一括下請け禁止について契約書に明記しておく必要があります。

(一括下請けの取扱いの留意点)

- ① 一括下請けは、建設業法において原則として禁止されている。
- ② 一括下請けを行う場合には、発注者（補助事業者）の書面による承諾を得る必要がある。
- ③ 上記①及び②について契約書に明記すること。

[参考]

- ・建設業法の規定及び国における一括下請け禁止条項（参考資料4）

(参考資料 1)

- ・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取り組みについて」
(平成 8 年 1 2 月 1 9 日事務次官等会議) (抄)

1 補助金等の再点検について

各省庁において、地方公共団体等事業実施主体を通じた事業実施の適正化を図るため、所管する補助金等について、補助基準及び選定手続き等の再点検を行なうとともに、各々の補助金等の実状に応じた透明性を確保するため、例えば、施設についての交付決定の概況一覧を公表する等必要な措置を講ずる。

- ・「補助金等の再点検について」

(平成 9 年 1 月 1 7 日補助金等適正化中央連絡会議幹事会) (抄)

補助金等の再点検等について

○再点検の内容

補助基準、選定手続き、建設工事契約のあり方等

○透明性の確保

運営主体の運営・財務の公正化、透明化等を図る

○会計法

〔契約の方法〕

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合

においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

② 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○予算決算及び会計令

（指名競争に付することができる場合）

第九十四条 会計法第二十九条の三第五項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

二 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。

三 予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借り入れるとき。

四 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。

五 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の第三五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 国際協力銀行、日本政策投資銀行、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- 十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 十五 外国で契約をするとき。
- 十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- 十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- 十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- 二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。

二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。

二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

国における入札結果等の公表

1 公表の対象

建設工事（地盤調査を含み埋蔵文化財調査を除く）、設計監理業務及び測量業務（以下「建設工事等」という。）とする。

ただし、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 99 条第 1 号、第 2 号又は第 7 号の規定により随意契約によることとしたもの及び予決令第 99 条第 1 号の規定により随意契約によることができる場合において、予決令第 94 条第 2 項の規定により指名競争に付したもののについては、公表の対象としないものとする。

2 公表の内容

(1) 一般競争に付した場合

- ① 競争参加資格の確認を受けるために申請書の提出した業者名
- ② 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由
- ③ 入札者氏名及び各入札者の各回の入札金額（入札者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額。以下同じ。）並びに予決令第 99 条の 2 の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額（見積者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額。以下同じ。）
- ④ 低入札価格調査の結果（会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書に規定するいわゆる低入札価格調査制度に基づく調査の結果。以下同じ。）
- ⑤ 予定価格等（予定価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を控除した入札書比較価格又は見積書比較価格。以下同じ。）並びに予定価格の種目及び科目別積算内訳。以下同じ。）

(2) 指名競争に付した場合

- ① 指名業者名
- ② 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに予決令第 99 条の 2 の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額
- ③ 低入札価格調査の結果
- ④ 予定価格等

(3) 随意契約によることとした場合（予決令第 99 条の 2 の規定により随意契約によることとした場合を除く。以下同じ。）

- ① 契約の相手方
- ② 見積金額
- ③ 予定価格等

3 公表の時期

(1) 一般競争に付した場合

- ① 記の2の(1)の①から④に掲げる事項については、落札者の決定後又は契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(1)の⑤に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

- ① 記の2の(2)の①に掲げる事項については、指名通知後なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(2)の②及び③に掲げる事項については、落札者の決定後又は契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ③ 記の2の(2)の④に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

(3) 随意契約によることとした場合

- ① 記の2の(3)の①及び②に掲げる事項については、契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(3)の③に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

4 公表の場所

建設工事等の契約事務を担当した課において公表するものとする。

5 公表の方法

(1) 一般競争に付した場合

記の2の(1)の①及び②に掲げる事項については参照の別紙1により、記の2の(1)の③から⑤に掲げる事項については参照の別紙3により閲覧に供するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

記の2の(2)の①に掲げる事項については参照の別紙2により、記の2の(2)の②から④に掲げる事項については参照の別紙3により閲覧に供するものとする。

(3) 随意契約によることとした場合

記の2の(3)の①から③に掲げる事項については参照の別紙4により、閲覧に供するものとする。

6 公表の期間

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

公告又は指名の通知を行った日に属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

(2) 随意契約によることとした場合

契約を締結した日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

7 閲覧者名簿の設置

公表の場所に参照の別紙5による閲覧者名簿を備え付け、閲覧者の氏名、住所等必要事項を記入させるものとする。

8 予定価格等の公表

予定価格等の公表については、当分の間、建設工事のみを対象とするものとする。

○建設業法 (抄)

昭和二十四年五月二十四日

法律第百号

(一括下請負の禁止)

第二十二條 建設業者は、その請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。

3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

○国における一括下請け禁止条項 (例)

第〇条 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。